

埼玉県農業農村整備事業事後評価試行要領

(趣 旨)

- 第1条 埼玉県農林部農村整備課所管事業の効率的な執行及び透明性の確保を図るため、事業完了後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行い、その結果を同種事業の調査・計画・実施に反映していくことを目的とする。
- 2 農業農村整備事業の効果や必要性についての理解を広めると共に、新規地区の事業推進等に活用する。

(対象地区)

- 第2条 県が事業主体である、災害復旧事業を除く農業農村整備事業であり、事業完了後5年が経過した地区を評価の対象とする。
- 2 自然災害の発生、社会情勢の変化等により必要と認められた場合は、経過年数にとらわれず対象とすることができる。

(評価方法)

- 第3条 評価の方法は、「簡易評価」または「詳細評価」によるものとする。
- 2 「簡易評価」、「詳細評価」は、別に定める「埼玉県農業農村整備事業事後評価試行要領細目」による。

(報 告)

- 第4条 詳細評価の結果は「農林部公共事業評価検討会議」に諮り、内容等を検討する。
- 2 再評価を実施した地区の「詳細評価」の結果については、「埼玉県公共事業評価監視委員会」に報告し、参考意見を聴取する。
- 3 必要に応じ事後評価の結果を国に報告する。

(公 表)

- 第5条 評価の結果については、原則として公表するものとする。

附 則

本要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本要領は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。